上富田町告示第１５９号

下記要綱を公布する。

令和８年９月２９日

上富田町長　　奥　田　　誠

記

１．上富田町採用活動等における求職者等に対するハラスメントの防止に関する要綱

上富田町採用活動等における求職者等に対するハラスメントの防止に関する要綱（案）

（令和８年９月２９日
要綱第５０号）

（目的）

第１条　この要綱は、町の採用活動等における求職者等に対するハラスメントの防止及びそれに起因する問題が生じた場合の対応に関し必要な事項を定めることにより、求職者等の人権を尊重し、もって公正で円滑な採用活動の実施を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　ハラスメント　セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントに類する行為の総称をいう。

（２）　セクシュアルハラスメント　求職者等を不快にさせる性的な言動等により、当該求職者等に不快感や不利益を与え、又は求職活動を行う環境を害するものをいう。

（３）　パワーハラスメントに類する行為　採用活動における優越的な地位や権限を背景とした業務の適正な範囲を超える言動であって、求職者等に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は求職活動を行う環境を害するものをいう。

（４）　求職活動等　町の職員の採用に係る採用活動、採用説明会、採用面接、インターンシップ、職場見学、SNS・電子メール・オンラインでのやり取り、その他これらに類する求職活動に係る一連の場面をいう。

（５）　求職者等　前号に規定する求職活動等を行う者をいう。

（６）　試験委員等　職員のほか、採用活動に従事する町の職員以外の者の試験委員その他の関係者をいう。

（禁止行為）

第３条　職員及び試験委員等は、求職活動等の場において、求職者等に対してハラスメントを行ってはならない。

（町の責務及び周知）

第４条　町は、求職者等に対するハラスメントを防止するため、その方針を明確にし、採用情報等の媒体を通じて、求職者等に対しあらかじめ当該方針及び次条に規定する相談窓口の連絡先を周知するものとする。

（相談等窓口の設置）

第５条　求職者等からのハラスメントに関する相談や苦情（以下「相談等」という。）に対応するため、総務課にハラスメント相談等窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

２　窓口における相談等の対応は複数の職員で行うものとし、可能な限り相談者と同性の職員を配置するよう努めるものとする。

３　窓口においては、求職者本人からの相談等のほか、所属する組織、学校及びハローワーク等の就職あっせん機関等からの相談等についても受け付けるものとする。

４　窓口においては、ハラスメントを未然に防止する観点から、そのおそれがある場合又はハラスメントに該当するか判断し難い事案についても、相談等を受け付けるものとする。

（相談等の処理）

第６条　窓口に求職者等又はその関係機関からの相談等があった場合は、ハラスメントに関する相談等整理簿によりその内容を記録し、速やかに総務課長へ報告しなければならない。

２　前項の規定による報告を受けた総務課長は、速やかに次に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）　複数の関係者に対して事実関係の調査及び確認を行うこと。

（２）　事実内容又は状況から判断し、必要と認めるときは、次条に規定する求職者等ハラスメント苦情処理委員会にその処理を依頼すること。

（求職者等ハラスメント苦情処理委員会の設置）

第７条　任命権者は、求職者等に対するハラスメントに関する相談等に対し、適切かつ公正な処理を図るため、求職者等ハラスメント苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

（１）　総務課長

（２）　当該採用活動等の主管課長

（３）　その他町長が指名する者

３　委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

４　前項の委員が、全て同性の者であるときは、委員長が指名する異性の者を加えて組織するものとする。

５　委員会は、前条の規定によりその処理を依頼された事案について、事実関係を調査するとともに、その対応措置を審議し、必要な指導及び助言を行うものとする。

６　委員長は、事実関係調査の結果、ハラスメントの事実が確認された場合

は、その結果を速やかに任命権者に報告しなければならない。

（プライバシーの保護等）

第８条　相談等の処理に関与した職員その他の関係者は、当事者及び関係者のプライバシー及び秘密の保護を徹底し、関係者が不利益を被らないよう留意しなければならない。

（対応措置）

第９条　任命権者は、事実関係の調査の結果、ハラスメントの事実が確認された場合は、必要に応じ、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講ずるものとする。

（１）　加害者である職員　懲戒等の処分を含む適切な措置

（２）　加害者である試験委員等（職員を除く。）　委嘱の解除、今後の採用活動への関与停止その他必要な措置

（不利益取扱いの禁止）

第10条　町は、求職者等が相談等の申出を行ったこと又は事実関係の調査に協力したことを もって、採用選考上の不利益な取扱いをしてはならない。また、その他の不利益な取扱いについても、これを行わないものとする。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年10月１日から施行する。